

第 14 回 スイッチング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成 28 年 2 月 25 日 (木) 10 時 00 分～11 時 20 分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室 B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・2 月 26 日 A M 目途にシステム運用開始に向けた資料を各社のシステム窓口責任者へ展開する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認 (資料 1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題/スケジュール (資料 2, 3)

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール (案)」

事務局より説明。

- ・2 月 26 日の A M 目途に、スイッチング支援システムの接続先 (U R L) システムに関する問い合わせ連絡先、改版マニュアル等システム運用開始に向けた資料を登録いただいた各社のシステム管理責任者へ展開する。★

3. 新年度のスイッチング支援に関する実務者会議 (案) について (資料 4)

事務局より新年度のスイッチング支援に関する実務者会議 (案) について説明。

特に質疑等はなし。

4. システム障害発生時の対応について (資料 5)

事務局よりシステム障害発生時の対応について説明。

- ・前回実務者会議提示の案に対するご意見へ回答。
- ・システム障害発生時、メールにて申込する際の統一様式を提示。

■ 質疑等

- ・仕掛かり中の申込みについて、当該一般送配電事業者より別途連絡することだが、障害が発生すれば必ず連絡があるのか。
→発生する障害の内容によって、依頼する対応が異なるため障害発生後に連絡することとなる。(事務局回答)
- ・どれが仕掛かり中の申込みかは把握できるか。
→障害の内容によるため、一概には回答できない。内部データに障害が発生した場合には、どれが仕掛かり中の申込みか把握できなくなるため、その場合にはその旨を連絡することとなる。(事務局回答)
- ・最後の取引はここまで記録されている、というような情報があればそれ以降を改めて申込みを行うなど対応を取りやすい。
→実際にどこまで送配電側が把握できているか確認できないことには、ご案内が難しい。確認を取れる範囲でこれ以降は分からないといった情報を利用者側へ連絡する。
- ・障害発生情報については、後日公表されるのか。
→規模と内容による。小売電気事業者に向けてはある程度お知らせするが、公表となるとある程度規模と内容を鑑みて行うこととなる。(事務局回答)
- ・東京電力から電話アンケートのような形で連絡があり、障害発生時にメールでデータを落として送信できるかと問い合わせ

があった。その際フォーマットを取り寄せたら今回提示のフォーマットでなく、連記式の新増設の申込みのようなフォーマットであった。正しい情報に訂正して通知をするべき。

→東京電力へ事実確認のうえ、連携させていただく。

5. スマートメーター（特殊計器）のスイッチング対応について（資料6）

電気事業連合会よりスマートメーター（特殊計器）のスイッチング対応について説明。

- ・一部計器の開発が遅延することが明確になったことを説明。
- ・仮にスマートメーターへの取替えが間に合わなくてもスイッチングは可能であることは変わらない。
- ・今後スイッチング支援システムの掲示板等を通じて、特殊計器に関する情報提供を実施予定。

■ 質疑等

・タイムスイッチ付のものは、通電制御機能を付けたスマートメーターをつけるということか。

→ご認識の通りです。

・関西電力における、組合せ計器の単2・100V、200Vの計器がラインナップなしというのはどういうことか。

→該当する計器を使用する契約が関西電力エリアには存在しないということを表している。

・施設割合はどのように見ればよいか。

→特殊計器4%の中の割合を表している。

・詳細に関する質問は各電力のどこに行えばよいか。

→各社の自由化に係る問合せ窓口があるのでそこへ問合せればよい。

・現在、特殊計器の中でも、組合せ計器の開発・導入を優先させてもらっているが、今後のTS付計器の開発・導入との関係で、電力会社の時間帯別契約（TS設置）において、新メニューを考えている事業者はいるか。

→出席者においては、新メニューを考えている事業者はいない。

6. その他

・送配電等業務指針の附則の中で、500kW未満の高圧需要者に対する申込について、経過措置期間が見込まれると認識している。経過措置の取扱いはどういったニュアンスなのか確認したい。現行運用とシステムの併用なのか、システム運用は低圧が中心であり高圧については現行運用のみ利用する形なのか。

→6か月間は現行運用とシステムの併用となる。原則としてはシステムを利用いただきたいが、いきなりの移行が難しいというご意見も頂いているので小売電気事業者は現行運用を利用できる旨、また一般送配電事業者については現行運用による申込みに応じることを規定する。（事務局回答）

・スイッチング支援システム運用開始前までに在宅医療者情報の連携について、どういったフォーマットで、どこに連絡するかを通知するとなっていたが、10電力会社から情報は出ているのか。

→各社には公表するように伝えているが、どのように対応しているか手元に情報がないため、後日確認の上連絡する。

○次回は3/24（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上